

目 次

	ページ
公平委員会規則	
4 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 2	
告 示	
13 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正… 3	
14 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正… 4	

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和5年8月16日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

**新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第4号**

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
6 燕 市		6 燕 市	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 課長補佐 副主幹	議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 課長補佐
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 (総務課関係) 副参事(総務係及び人事係の職務を担当する職員に限る。) 総務係長 人事係長 主査、主任及び主事(人事係の職員に限る。) (広報秘書課関係) 副参事(秘書係の職務を担当する職員に限る。) 秘書係長 主査、主任及び主事(秘書係の職員に限る。) (企画財政課関係) 副参事 専門員 主査 主任 主事 (こども未来課関係) 主任保育指導主事 保育指導主事		福祉事務所長 (総務課関係) 副参事(総務係及び人事係の職務を担当する職員に限る。) 総務係長 人事係長 主査、主任及び主事(人事係の職員に限る。) (広報秘書課関係) 副参事(秘書係の職務を担当する職員に限る。) 秘書係長 主査、主任及び主事(秘書係の職員に限る。) (企画財政課関係) 副参事 専門員 主査 主任 主事
	(略)		(略)
	(略)		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合告示第 13 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年5月13日から実施した。

令和5年8月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)			(略)		
南魚沼市事務 所	(略)	(略) 〃 六日町支店  〃 <u>六日町中央支店</u>  〃 浦佐支店 (略)	南魚沼市事務 所	(略)	(略) 〃 六日町支店 〃 <u>五十沢支店</u> 〃 <u>城内支店</u> 〃 <u>大巻支店</u> 〃 浦佐支店 (略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新潟県市町村総合事務組合告示第 14 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年8月7日から実施した。

令和5年8月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店			(1) 総括店		
(略)			(略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)			(略)		
上越市事務所	(略)	(略) 〃 大潟支店 〃 <u>はれまち支店</u> 〃 名立支店 (略) 〃 稲田支店 〃 南支店 (略)	上越市事務所	(略)	(略) 〃 大潟支店 〃 <u>春日支店</u> 〃 名立支店 (略) 〃 稲田支店 〃 <u>城北支店</u> 〃 南支店 (略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。